

令和 7 年 1 2 月

宇土市議会定例会議案

令和 7 年 1 1 月 2 8 日招集

令和7年12月市議会定例会議案目次

番号	議案名	ページ
議案第88号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	1
議案第89号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2
議案第90号	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
議案第91号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	4
議案第92号	指定管理者の指定について	5
議案第93号	指定管理者の指定について	6
議案第94号	指定管理者の指定について	7
議案第95号	指定管理者の指定について	8
議案第96号	指定管理者の指定について	9
議案第97号	指定管理者の指定について	10
議案第98号	公有水面埋立免許出願に係る意見について	11

議案第99号	令和7年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について	14 別冊
議案第100号	令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
議案第101号	令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	15 別冊
議案第102号	令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
議案第103号	令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について	16 別冊
議案第104号	宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	17
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	18
報告第15号	専決処分の報告について 専決第13号 訴えの提起について	19

議案第88号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「（以下「身体障害者」という。）」を削り、「精神障害者」を「身体障害者等」に、「（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）」で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「（身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）」で、当該身体障害者等、当該身体障害者等」に改め、同条第2項中「身体障害者若しくは」を「身体障害者等若しくは」に改め、同項第2号中「年齢」を「生年月日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇土市税条例第90条の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

熊本県税条例の一部改正に準じ、本市における身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡充するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第89号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元松茂樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第90号

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第91号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第92号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

網田レトロ館

2 指定管理者となる団体の名称

NPO法人網田俱楽部

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第93号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市健康福祉館

2 指定管理者となる団体の名称

九州総合サービス株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市老人福祉センター、宇土市西部老人福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

九州総合サービス株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第95号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市網津公民館網引分館

2 指定管理者となる団体の名称

網引地区振興会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 96 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市民会館

2 指定管理者となる団体の名称

NPO 法人宇土の文化を考える市民の会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 97 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土市網田焼の里資料館

2 指定管理者となる団体の名称

網田の魅力発見隊

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第98号

公有水面埋立免許出願に係る意見について

公有水面埋立免許の出願に係る意見について、熊本県知事に次のとおり意見を述べるものとする。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 出願者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

赤瀬漁港管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 木 村 敬

2 埋立区域

(1) 位置

宇土市赤瀬町字山ノ神196番2地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑯の地点を順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点を結ぶ令和6年秋分の満潮位 (DL + 4.39メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 起点 四等三角点御輿来 (北緯32度39分47.8165秒、東経130度31分24.0971秒の地点) から 240度34分48秒572.259メートルの地点

②の地点 ①の地点から 317度10分59秒 6.999メートルの地点

③の地点 ②の地点から 317度05分11秒 10.000メートルの地点

④の地点 ③の地点から 317度25分48秒 5.000メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 317度05分11秒 5.000メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 317度12分03秒 10.000メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 317度08分37秒 30.000メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 317度15分30秒 10.000メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 316度54分52秒 10.000メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 317度05分11秒 8.000メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 227度05分11秒 12.100メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 137度05分11秒 18.500メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 47度05分11秒 1.000メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 137度05分11秒 2.500メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 227度05分11秒 1.000メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 137度05分11秒 27.499メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 47度05分11秒 1.001メートルの地点

⑯の地点 ⑰の地点から 137度05分11秒 2. 500メートルの地点
⑯の地点 ⑯の地点から 227度05分11秒 1. 000メートルの地点
⑯の地点 ⑯の地点から 137度05分11秒 41. 823メートルの地点

(3) 面積

1, 132. 90 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宇土市赤瀬町字山ノ神196番12、196番6及び196番2地先公有水面

(2) 区域

次の(A)の地点から(D)の地点を順次に直線で結んだ線及び(D)の地点と(A)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 起点 四等三角点御輿来（北緯32度39分47. 8165秒、東経130度31分24. 0971秒の地点）から235度02分02秒511. 666メートルの地点

(B)の地点 (A)の地点から 317度10分24秒 294. 647メートルの地点

(C)の地点 (B)の地点から 227度05分15秒 179. 162メートルの地点

(D)の地点 (C)の地点から 137度05分15秒 247. 510メートルの地点

(3) 面積

48, 512. 28 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

意見 公有水面埋立免許の出願については、異議ありません。

提案理由

県知事に公有水面埋立免許の出願に係る意見を述べるときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

これが、この議案を提出する理由である。

埋立区域・施行区域位置図



議案第 99 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 100 号

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第101号

令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第102号

令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第103号

令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年11月28日提出

宇土市長 元松茂樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。